

## 経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号・5号

### 経営安定関連保証（セーフティネット保証）

一般保証とは別枠（2.8億円）で保証。

4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証。

5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

**一般保証枠（2.8億円）**

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

+

**SN保証枠（2.8億円）**

4号:100%保証(全都道府県)

5号:80%保証(指定業種)

※別枠(2.8億円)は、4号・5号共有

※但し、セーフティネット保証のほか、災害関係保証(東日本大震災に限る)、東日本大震災復興緊急保証及び危機関連保証と合わせて5.6億円(うち無担保保険1.6億円、普通保険4億円)までとなります。

### セーフティネット保証

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

**○セーフティネット保証4号**・・・基本保証料率は0.95%

幅広い業種（保証対象業種に限る）で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※認定基準：最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

**○セーフティネット保証5号**・・・基本保証料率は0.86%

特に重大な影響が生じている業種（保証対象業種に限る）について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※認定基準：最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※令和3年3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制等に伴う影響等を受けている事業者等について、認定基準の運用を緩和（「最近1ヶ月」を「最近6ヶ月」等での比較）

### ※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

◆SN4号：令和2年3月2日に全都道府県が対象に指定されました。

◆SN5号：指定業種及び指定期間については随時見直されますので、中小企業庁HPよりご確認ください。

### ご利用の流れ

①対象となる中小企業者の方は、原則として本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村に認定申請を行います。

②希望の金融機関に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます。

（事前に金融機関又は信用保証協会と相談されるとスムーズです。）

※認定基準等詳細については、認定権者である各市町村の担当部署にお尋ねください。

※ご利用には、別途、金融機関及び信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、金融機関又は信用保証協会までお問い合わせください。